

- 第一條 フアツシヨ粉砕同盟規約
 本同盟ハ、ファツシヨ粉砕同盟ト稱シ在阪團體及有志ヲ以テ構成ス（暴壓反對ファツシヨ粉砕同盟ト決定セウトシタガ官憲ノ注意ニヨリ「暴壓反對」ヲ削除シタ）
- 第二條 本同盟事務所ハ 二置ク
- 第三條 本同盟ハ一切ノファツシヨ政策及ファツシヨ粉砕勢力ニ對スル共同闘争ヲ以テ目的トス
- 第四條 本同盟ノ機關ハ協議會及常任委員會トス
- 第五條 協議會ハ加盟團體一名以上ノ代表者ヲ以テ開催ス
- 第六條 協議會ハ事務處理ノ爲メ常任委員若干名ヲ選任ス
- 第七條 協議會ハ毎月一回以上定期開催シ常任委員會之ヲ召集ス
- 第八條 常任委員會ハ必要ニ應ジ適宜開催ス
- 第九條 本同盟ノ費用ハ左ノ割合ヲ以テ毎月五日迄ニ負擔スルモノトシ必要アル場合ハ協議會ノ決議ヲ以テ臨時徵收スルモノ

- トス
- 柳台 体 二圖
- 單獨團體 一圖
- 有志 寄 附

以上